

増 毛 町

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成28年2月

目 次

はじめに	1
I 総論	2
1 対策の基本方針	2
(1) 目的	2
(2) 基本的な考え方	2
(3) 実施上の留意点	4
2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	5
3 対策推進のための役割分担	6
4 行動計画の主要6項目	8
5 行動計画の各段階の概要	11
II 各論	12
未発生期	12
海外発生期	15
国内発生早期	17
国内感染期・地域感染期	20
小康期	23

はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を持たないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定、平成25年4月の公布を受け、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が新たに策定された。これに伴い、北海道において、平成25年10月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定されたことから、本町においても、北海道との連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を強化し、的確な対応を講じるため「増毛町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定するものです。

町行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりです。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではありませんが、政府行動計画において関連する事案としていることから、国や道の要請に基づき必要な対策をとることとします。

I 総論

1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 目的

ひとたび海外で新型インフルエンザ等が発生した場合には、国内への侵入を防ぐことは不可能と考えられ、国内で発生した際には、感染拡大による健康被害が甚大となり、社会や経済が破綻する恐れがあります。

こうしたことから、国と道における対策の目的に則り、道をはじめ関係する自治体や機関などとの緊密な連携を図り、的確かつ迅速な対策を講じるため、次の2点を目的として定めるものとします。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
2. 住民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 基本的な考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、1つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスの取れた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択肢決定することとしています。

町としても、こうした国及び道の基本的考え方を踏まえながら、町における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。以下は政府行動計画及び道行動計画に即した基本的考え方です。

○発生前の段階では、地域における医療体制の整備、速やかに予防接種ができる体制の整備、町民及び事業者に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。

○国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性

が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととします。

- 道内の発生当初の段階では、道からの要請に応じて、患者の入院措置に対する協力、感染のおそれのある者の外出自粛要請への協力、病原性に応じた不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等に対する協力をを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。
- 道内で感染が拡大した段階では、町は、国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や住民の生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められることとなります。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行われることが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなど、積極的に検討することが重要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、町や道、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があるため、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。特に治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

(3) 実施上の留意点

町、道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

①基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、道が実施する医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興業場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等について協力するにあたり、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

②危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

③関係機関相互の連携協力の確保

増毛町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）・道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

町対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う必要があると判断した場合には、道対策本部長に対して、速やかに所要の総合調整が行われるよう要請します。

④記録の作成・保存

町は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

2. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等発生時の流行規模については、新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症の病原性や感染力の強さ等に左右されるため、それらを完全に予測することは難しい現状にあります。国及び道の被害想定の方針に準拠し、国との人口比を用いて算出しました。

また、本町は医療機関が1か所のみで、留萌で診療を受ける可能性があることや、衛生組合が留萌南部3市町で組織されていることから、3市町での被害想定数も併記いたします。

被害想定人数

	国	増毛町	留萌・増毛・小平
国勢調査人口（H22）	128,057,352	5,076	33,252
対国人口比	1	0.000039638	0.000259665
受診患者数（最小）	13,000,000	515	3,376
受診患者数（最大）	25,000,000	991	6,492
中等度（致命率0.53%の場合）			
入院患者上限	530,000	21	138
死亡者数	170,000	7	44
1日当たり最大入院患者数	101,000	4	26
重度（致命率2.0%の場合）			
入院患者上限	2,000,000	79	519
死亡者数	640,000	25	166
1日当たり最大入院患者数	399,000	16	104

感染・発症者は人口の25%と想定し、約1,269人、その内、医療機関を受診する患者数は約500人～1,000人、死亡者数は最大で約25人と推定されます。ただし、この死亡者の推定は、スペインインフルエンザの推定死亡率（感染者の2.0%）を本町の人口に単純に当てはめたものであり、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響（効果）や、現在の我が国における衛生状況等については考慮されていないことに十分留意する必要があります。

また、流行が8週間続くという仮定の下、中等度の場合での試算では、入院患者数の上限は約21人、1日当たりの最大入院患者数は約4人と推定されます。さらに、重度の場合には、1日当たりの最大入院患者数は約16人と推定されます。

社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定され、経済活動が大幅に縮小する可能性があります。また、町民の生活においては、学校・保育所等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想されます。

3. 対策推進のための役割分担

政府行動計画及び道行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担うこととします。

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努め、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。対策の推進に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

(2) 地方公共団体の役割

①道の役割

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めることとなっております。

②町の役割

住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチン接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき的確に対策を実施することが求められます。

対策の実施に当たっては、道や近隣市町村との緊密な連携を図ります。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めます。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるように、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

4 行動計画の主要6項目

本町における行動計画は、その対策と活動を、国、道の行動計画を参考に、「実施体制と連携」「情報収集及び情報提供・共有」「まん延防止」「予防接種」「医療」「住民の生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けて構成しました。各分野に含まれる内容を以下に示します。

① 実施体制と連携

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるとしています。このため、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められるとしていることから、町としても関係機関・団体が一体となった対策を進めるよう努めます。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、感染症の発生状況を関係部署間で情報交換を行いながら、庁内が一体となった取組を推進し、発生時の準備を進めるよう努めます。

国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、速やかに町長を本部長とする町対策本部を設置し、必要な措置や対応を実施します。

<組織体制>

発生状況に応じた体制を講じるため、次の組織体制をとります。

ア 未発生期：福祉厚生課が通常業務の中で担当

イ 海外発生期：庁内新型インフルエンザ等対策連絡会議を実施し、事前準備の進捗を確認、庁内関係部署等と連携し庁内一体となった取組を推進

ウ 国内発生早期以後：政府対策本部設置にあわせ、「増毛町新型インフルエンザ等対策本部」を設置

・対策本部の組織

本部長 町長

副本部長 副町長

構成員 教育長、消防長、町立市街診療所長、総務課長

事務局 福祉厚生課長

② 情報収集及び情報提供・共有

新感染症のヒトへの感染事例等に関する情報は、新型インフルエンザ等発生を示唆する重要な情報の一つです。これらの情報は適宜、発生国、国際機関（WHO等）などから発信されていますが、これらの情報を収集し、関係者間で共有することが重要です。

危機管理に関わる重要な課題という共通理解の下に、国、道、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策全ての段階、分野においてコミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の把握まで含むことに留意する必要があります。

なお、収集した情報については、新型インフルエンザ等の感染防止・拡大防止の観点から、適宜、町民に情報提供し、情報を共有していくとともに、町民のパニック防止という観点も含め対応していく必要があります。情報提供の一元化を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、国内外の発生状況・対応状況等について、防災無線や町のホームページなどで、定期的に町民に向けた情報提供を行います。

また、新型インフルエンザ等の拡大を防止するためには、町民の協力が不可欠であり、複数の情報提供媒体の設定、理解しやすい内容での情報提供を行います。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の発生予防及び感染拡大防止対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能の破綻に至らせないためにも重要です。これには、新型インフルエンザ等が発生する前から道、事業者等との連携を強化し発生時に備えた準備をしておく必要があります。

国においては、新型インフルエンザ等の発生予防策として、海外への出国、帰国の制限や検疫体制の整備等による衛生管理等を行うほか、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生を最小限に抑えるための登録事業者に対する特定接種等まん延防止措置を実施することとしています。

町としては、場合によっては町民の社会活動を制限（例：外出の自粛、集会の自粛及び学校・保育所等の閉鎖等）する対応がとられることを町民、事業者、関係機関に理解を求めます。さらに、この措置と並行して、新型インフルエンザ等予防については、うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染症防御対策の実施や感染者に接触しないという個人単位での感染防止策の徹底を図ります。

④ 予防接種

町としては、感染拡大防止のため、道と連携し町民を対象に集団接種を行います。新型インフルエンザ等発生後にそのウイルスで製造するパンデミックワクチンが実用化されれば、ヒトへの感染防止に大きな効果を発揮することが期待できます。

*パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチン

- ・パンデミックワクチン：新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
- ・プレパンデミックワクチン：新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、H5N1 亜形の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

(ア) 特定接種（特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種）

対象となる者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者となっています。接種にあたっては、基本的に住民接種よりも先に開始されるものであり、高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとされています。

接種順位は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

- 1) 医療関係者
- 2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- 3) 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- 4) それ以外の事業者

の順を基本としていますが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合には、国の基本的対処方針により決定されます。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員及び町職員については、道又は町が実施主体となり原則集団的接種により接種を実施することとなるため、事前の接種体制の構築を図る必要があります。

(イ) 住民接種（町が実施）

緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種を実施します（臨時の予防接種）。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種を実施します（新臨時接種）。

特定接種対象者以外の接種対象者は、次の4群に分類されます。

- 1) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者・基礎疾患を有する者・妊婦
- 2) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 3) 成人・若年者
- 4) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる年齢層（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し決定されます。

住民に対する予防接種は町が実施主体となり、原則として集団接種により接種します。

⑤ 医療

新型インフルエンザ等のまん延期には、患者数の大幅な増大が予測されますが、医療資源には制約があることから、その中で効果的・効率的な医療を提供できるよう、留萌市等と連携調整しながら、適切な受診行動が行われるよう、住民への周知を行うよう努めます。また、在宅で療養している患者への支援については、介護サービス事業所等との連携を行い、必要な支援を行う体制をとるよう努めます。

医療機関においては、新型インフルエンザ等患者が他の患者と接触し、感染を広げることが防止するため、発熱患者を一般患者（新型インフルエンザ等に罹患していないと思われる他疾患患者）とは別に診療する発熱外来機能を有する必要があります。

更に、医療従事者の感染予防（個人防御具：手術用手袋・ゴーグル等）及び医療

機関における院内感染防止策も重要です。なお、抗インフルエンザウイルス薬については、社会機能を維持させるために抗インフルエンザウイルス薬の備蓄が必要なこと、新型インフルエンザにも同薬が使用されることから、治療薬の適正な使用が実施されないと、新感染症のまん延期には、その供給量の絶対的不足の可能性があります。そのため、国の策定する備蓄計画や治療薬の適正な使用方法等をあらかじめ承知し、関係者の理解を得ておく必要があります。

⑥ 住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされています。この間、ライフラインや食糧などの物資の確保、要援護者の支援が重要です。新型インフルエンザ等発生時に、道及び関係機関と連携し、大規模流行期には、社会機能を維持するために全庁一丸となった取り組みを行います。

5 行動計画の各段階の概要

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画においては、日本の実情に応じた戦略を検討するのに適した段階として、新型インフルエンザ等が発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めています。

本町においても、「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期」「国内感染期・地域感染期」「小康期」の5段階に分けて新型インフルエンザ対策を立案します。

町行動計画	政府行動計画	状 態	
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態	
	地域未発生期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	
	地域発生早期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	
国内感染期 地域感染期	国内感染期	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	
		地域未発生期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		地域発生早期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
		地域感染期	道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態 (感染拡大～まん延期～患者の減少)
小康期		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

Ⅱ 各論

未発生期	
<p>新型インフルエンザ等が発生していない状態</p>	
<p>目的： 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 発生の早期確認に努める。</p>	
町の対応	国・道の主な対応
<p>実施体制と連携</p> <p>① 町行動計画の作成 特措法及び政府行動計画、道行動計画に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直します。（福祉厚生課）</p> <p>② 国・道・他市町村との連携強化 町は、国、道、他市町村、指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。（福祉厚生課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ワクチン等の備蓄・開発等の国際的な連携、協力体制（国） • サーベイランス強化のための国際機関等との連携（国） • 北海道新型インフルエンザ等対策本部幹事会の開催（道）
<p>情報収集及び情報提供・共有</p> <p>① 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> • 通常のサーベイランス：人で毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、指定届出機関における感染症発生動向調査による患者発生の動向の週毎の把握を行う。（福祉厚生課） • 学校及び保育所等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。 （教育委員会総務学校課、福祉厚生課） • 新型インフルエンザ等の国内発生に備えたサーベイランス：国・道等が得た情報を積極的に収集する。 （福祉厚生課） <p>② 情報収集・情報提供体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> • 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び道が発信する情報を入手することに努める。（福祉厚生課） • 関係部局間での情報共有体制を整備する。（全庁） 	<ul style="list-style-type: none"> • 通常のサーベイランス（患者発生動向、流行状況、ウイルス株の性状、入院患者及び死亡者の動向、学校等における欠席者の状況、抗体保有状況、鳥類・豚におけるインフルエンザウイルスの状況）（国） • 新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、専門家の養成や都道府県との連携等体制整備を図る。（国） • 継続的な情報提供（国・道）

<p>まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染対策：新型インフルエンザ等の正しい知識、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等基本的な感染対策の普及を図り、また各家庭で最低2週間分の食糧・日用品及び感染防止のマスク等の備蓄について普及啓発を行う。（福祉厚生課） 	<ul style="list-style-type: none"> • 水際対策関係者の個人防護具・資器材の整備（国） • 検疫所はサーモグラフィ等で入国者の体温測定、早期発見の水際対策強化（国） • 感染が疑われる有症状者の出国自粛要請（国） • 国内発生情報を WHO に通報（国） • 防疫措置に伴う周辺地域の警戒活動実施（道）
<p>予防接種</p> <p>① ワクチン</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国が検討するワクチン接種の対象者や順位を踏まえ、国や道、医師会や医療機関などと協力し、国のガイドラインに基づき、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制の整備を進める。（福祉厚生課、町立市街診療所） <p>② 特定接種</p> <ul style="list-style-type: none"> • 町は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。（総務課、福祉厚生課、関係課） <p>③ 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> • 住民接種は、全住民を対象とする。（在留外国人を含む） • 実施主体である町が接種を実施する対象者は、町の区域内に居住する者を原則とする。 • 町が実施主体となり、原則として集団接種により接種することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。（福祉厚生課） • 町は、速やかに住民接種ができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（福祉厚生課、町立市街診療所、関係機関） 	<ul style="list-style-type: none"> • 新型インフルエンザ発生後、株同定から6か月以内に全国民分のパンデミックワクチン製造を目指し研究開発を促進（国） • パンデミックワクチン製造の間、医療関係者・指定（地方）公共機関等関係者にプレパンデミックワクチンを接種（国）

<p>医療</p> <p>① 医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新型インフルエンザ等発生時の地域医療体制の確保のため、二次医療圏を単位とし留萌保健所において、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。（福祉厚生課） 	<ul style="list-style-type: none"> • 新型インフルエンザ高感度検査キットの開発促進（国） • 抗インフルエンザウイルス薬の効果や耐性の研究・情報収集（国） • 国民の45%相当量を目標に抗インフルエンザウイルス薬を備蓄（国） • 開発中の抗インフルエンザウイルス薬の情報収集・支援等（国） • 二次医療圏を単位に、道立保健所を中心として、医療専門家会議や連絡会を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進（道） • 道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR検査（ごく微量のDNAであっても検出可能な病原体検査）体制を整備（道）
<p>住民の生活及び地域経済の安定の確保</p> <p>① 要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> • 要援護者の把握と具体的な支援体制の整備を進める。（福祉厚生課、関係機関） <p>② 火葬能力等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> • 火葬能力及び一時的に遺体を安置可能な施設数を把握する。（町民課） <p>③ 物資及び資材の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新型インフルエンザ等対策に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄を行う。（福祉厚生課、関係課） 	<ul style="list-style-type: none"> • 指定（地方）公共機関に対して、業務計画等の策定を求める。（国・道）

海外発生期	
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
目的： 1) 国内発生に備えて体制の整備を行う。	
町の対応	国・道の主な対応
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">実施体制と連携</div> <ul style="list-style-type: none"> • 市内新型インフルエンザ等対策連絡会議を実施。感染発生国（地域）の状況及びわが国の対応策等について情報収集を行う。事前準備の進捗を確認、新型インフルエンザ等に関する関係部局・機関における連携強化と認識を共有し、市内一体となった取組を推進する。（福祉厚生課、総務課、関係課） 	<ul style="list-style-type: none"> • WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表をした場合、病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下の場合を除き、政府対策本部を設置（国） • 北海道対策本部を設置（道） • WHOが行う支援への協力、要請に応じ、海外派遣専門家チームの派遣を検討。（国）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">情報収集及び情報提供・共有</div> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報収集 <ul style="list-style-type: none"> • 国が実施する新型インフルエンザ迅速診断キット等によるサーベイランスの状況を把握する。（福祉厚生課） • 国及び道が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。（福祉厚生課、総務課） ② 啓発活動の強化・情報提供 <ul style="list-style-type: none"> • 新型インフルエンザ等の正しい知識や感染対策等の普及啓発を強化する。（福祉厚生課、総務課） ③ 相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> • 国からの要請に基づいて、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。（福祉厚生課） 	<ul style="list-style-type: none"> • 新型インフルエンザ等患者の全数把握を開始。患者の臨床像等の特徴を把握。（国） • 政府対策本部及び厚生労働省において、広報担当官を中心とした広報担当チームを設置。情報集約、発信、窓口業務を一本化する。（国） • Q&A等を作成・配布 • コールセンターの設置（国）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">まん延防止</div> <ul style="list-style-type: none"> • 感染対策の強化・継続（未発生期と同じ） 	<ul style="list-style-type: none"> • 感染症危険情報を発出、渡航延期勧告や在外邦人への情報提供（国） • 検疫強化（旅客機等は成田・関西・中部・福岡空港に集約）（国） • 発生地域から来航する航空機・旅客船の運航自粛要請（国）

<p>予防接種</p> <p>① 特定接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と連携し、本町の地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(福祉厚生課、総務課、町立市街診療所) ・具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(福祉厚生課、総務課) <p>② 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の準備 (福祉厚生課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに備蓄プレパンデミックワクチンの接種、ワクチン原液の製剤化を要請 (国) ・新型インフルエンザウイルス株特定後、パンデミックワクチンの生産開始を要請。(国) ・遺伝子構造変異に伴う新しい分離ウイルス株の入手に応じたワクチン製造用候補株の見直し (国) ・ワクチンの流通体制構築 (国・道) ・特定接種実施の決定、対象・順位等具体的運用を定める。(国) ・住民接種の準備を開始。(国)
<p>医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関と協議し、患者の移送体制の整備 (福祉厚生課、総務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置 (道) ・必要に応じて、患者の同居者、医療従事者、救急隊員等搬送従事者に予防投与を要請。(国・道) ・抗インフルエンザ薬の適正な流通指導 (国・道)
<p>住民の生活及び地域経済の安定の確保</p> <p>① 要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡 (福祉厚生課、関係機関) <p>② 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の協力を得て、流行時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備する。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。(町民課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に、従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請 (国・道) ・登録事業所に、事業継続に向けた準備を要請 (国・道) ・指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について周知 (国) ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を要請 (国・道)

国内発生早期

- 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追えることができる状態
- 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

<地域未発生期>

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

<地域発生早期>

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

- 目的： 1) 感染拡大をできる限り抑える。
2) 患者に適切な医療を提供する。
3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

町の対応	国・道の主な対応
<p>実施体制と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> • 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに増毛町対策本部を設置する。(対策本部) • 国が決定した基本的対処方針、道計画、町計画に基づき必要な対策を実施する。(対策本部、関係課) 	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急事態宣言においては、実施期間、区域を公示する。流行状況を勘案し、日本全域を指定することも考慮する。(国) • 国内発生早期の対処方針を公示。(国) • 政府現地対策本部の設置(国)
<p>情報収集及び情報提供・共有</p> <p>① 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国が実施する新型インフルエンザ迅速診断キット等によるサーベイランスの状況を把握する。(福祉厚生課) <p>② 相談窓口の体制充実・強化、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国の要請に従い、国のQ&A改訂版を受けて対応し、適切な情報提供を実施。(福祉厚生課) • 対策本部における広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施。(対策本部) • ホームページや防災無線、相談窓口等を通して、地域内の発生状況や今後実施される対策、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。(総務課、福祉厚生課、関係課) 	<ul style="list-style-type: none"> • 全国患者数が数百人程度に達した段階で、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続。地域未発生・発生早期の都道府県については、地域感染期に入るまでの間、引き続き実施する。(国) • コールセンターの体制の充実・強化。(国・道) • 状況の変化に応じたQ&A改訂版を配布。(国)

<p>まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策の普及啓発を継続。（公共交通機関含む） ・事業所や福祉施設に対し、感染対策や従業員等の健康管理・受診勧奨を要請。（福祉厚生課、関係課） ・学校、保育所等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うよう要請。（教育委員会、福祉厚生課） ・病院や高齢者施設等における感染対策の強化を要請。（福祉厚生課） <p>＊患者の自宅待機期間の目安 発症した日の翌日から7日を経過するまで、又は解熱した日の翌々日までの、いずれか長い方。</p> <p>＊濃厚接触者の自宅待機期間の目安 患者が発症した日の翌日から7日を経過するまで。</p> <p>＊必要に応じて厚生労働省が目安を修正して示す。（患者数が増大するにつれて、国民生活及び経済の安定確保に悪影響を及ぼす場合、状況に応じ期間を緩和する。ただし病原性が高いと想定される場合はより慎重に設定。医学的ハイリスク者に接する者は、期間をさらに慎重に設定する。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域発生早期となった場合、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。（道） ・住民、事業所、福祉施設等、学校、保育施設等、病院における感染対策等の徹底を勧奨。（国、道） ・感染症危険情報を発出、渡航延期勧告や在外邦人への情報提供（国） <p>【緊急事態宣言あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法 45 条第 1 項に基づき、住民に対し可能な限り外出の自粛を要請。（道） ・特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等の施設の使用制限を要請。（道） ・特措法第 24 条第 9 項に基づき、感染対策の徹底を要請。（道）
<p>予防接種</p> <p>① 住民接種（緊急事態宣言有り：特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種。緊急事態宣言なし：予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。（福祉厚生課、町立市街診療所、関係機関） ・ワクチン接種にあたっては、国の決定する接種順位に従い集団接種を実施する。（福祉厚生課、町立市街診療所、関係機関） ・保健センターや学校や保育所、介護施設等、接種会場を確保する。 ・発熱等予防接種を行うことが不適當な者については、接種会場に赴かないよう防災無線等で注意喚起し、接種会場における感染対策を図る。 ・医学的ハイリスク者は、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明証」を持参した上での接種を原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行い、住民接種の実施を決定する。（国） ・住民接種の接種順位の決定（国） ・接種に関する情報提供の開始を都道府県・市町村に要請（国）

<p>医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 道と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、医療に関する取組に適宜協力する。（町立市街診療所、関係課） 消防機関は、保健所との連絡を密にし、発症者の発生状況と医療体制を踏まえて救急搬送体制を整える。（消防本部） 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等と診断された者は、原則感染症法に基づき、感染症指定医療機関に移送し入院措置を行う。（道） 地方衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査を全数又は重症者に行う。（道） 患者が増加してきた段階においては、一般医療機関で診療する体制へ移行を要請（国） 医療機関・薬局等において必要に応じた警戒活動を警察に要請（国）
<p>住民の生活及び地域経済の安定の確保</p> <p>① 要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給状況に応じ、食料品・生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。（対策本部、福祉厚生課、関係機関） 新型インフルエンザ等に罹患し在宅療養の支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（福祉厚生課、関係機関） <p>② 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> 道と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者に渡すよう調整。（町民課） 火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（町民課） <p>【緊急事態宣言がされている場合】</p> <p>① 水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（上下水道課） <p>② 生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、又買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また住民からの相談窓口の充実を図る。（対策本部、関係課） 	<ul style="list-style-type: none"> 病院又は遺体の搬送作業に従事する者に、非透過性納体袋を必要な数量配布（道） <p>【緊急事態宣言あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定（地方）公共機関や登録事業者の事業継続のための法令の弾力運用について周知。（国） 電気、ガス、水の安定供給（指定（地方）公共機関） 運送、通信、郵便の確保（指定（地方）公共機関） サービス提供水準の低下を許容するよう国民へ呼びかけ（国、道） 緊急物資の運送要請（国、道） 生活関連物資等の価格の安定 犯罪の予防、取り締り（警察）

国内感染期・地域感染期

- 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

<地域未発生期>

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

<地域発生早期>

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<地域感染期>

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 住民の生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

町の対応	国・道の主な対応
実施体制と連携 <ul style="list-style-type: none"> • 引き続き、「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、道、近隣市町及び関係機関等との緊密な連携を図り、情報の集約・共有等を行い、新型インフルエンザ等対策を協議する。（対策本部、全庁） 	<ul style="list-style-type: none"> • 国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公示（国） 【緊急事態宣言あり】 • 地方公共団体が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。（国）
情報収集及び情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> • 国内発生早期の対策を継続（対策本部、全庁） 	<ul style="list-style-type: none"> • 国内発生早期の対策を継続 <p><地域未発生期・発生早期></p> <ul style="list-style-type: none"> • 患者の全数把握を実施（国・道） <p><地域感染期></p> <ul style="list-style-type: none"> • 全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続（国・道）

<p>まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内発生早期の対策を継続 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の感染弱者（妊婦、乳幼児、基礎疾患を有する者等）が集まる施設、多数の者が居住する施設等における感染予防対策が引き続き強化されるよう啓発する。（対策本部、全庁） <p>【緊急事態宣言がされている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、道が特措法第45条に基づき町民等に対して行う以下の対策についての要請に協力する。（対策本部、全庁） ア 町民等に対し、可能な限り外出を控えること。 イ 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛すること。 ウ 学校、保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業及び入学試験の延期等）を行うこと。 エ 町民、事業所、福祉施設等に対し、感染予防策を強く勧奨すること。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧奨すること。 オ 事業者に対し、不急の業務を縮小すること。 カ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずること。 	<ul style="list-style-type: none"> 特措法に基づき、感染対策の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行い、その施設名を公表する。（道）
<p>予防接種</p> <p>① 住民接種（緊急事態宣言有り：特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種。緊急事態宣言なし：予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内発生早期の対策を継続（福祉厚生課、町立市街診療所、関係機関） 住民接種の広報・相談 ワクチンの需用が極めて高い一方、当初の供給は限られており、混乱も起こり得る。接種の目的や優先接種の意義、ワクチンの有効性・安全性、接種スケジュールや接種場所・方法、相談窓口など、分かりやすく、できる限り情報提供する。（対策本部、福祉厚生課） 住民接種の有効性・安全性に係る調査 あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布する。（福祉厚生課） 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生早期の対策を継続（国・道）

<p>医療</p> <p>① 在宅で療養する患者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（福祉厚生課、関係課、関係機関） 道の要請に従い、患者の同居者への感染防止（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）について必要な協力を行う。（福祉厚生課、関係課、関係機関） <p>【緊急事態宣言がされている場合】</p> <p>② 医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 道の臨時の医療施設の設置等について協力する。（対策本部、町立市街診療所） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域感染期に至った場合は、感染法に基づく入院措置を中止。全数 PCR 検査を中止。（道） 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう周知（道） 国の要請を受けて、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を医療機関等に周知（道） 抗インフルエンザウイルス薬備蓄分の配分調整（国・道） <p>【緊急事態宣言がされている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域内の医療機関が不足した場合、定員超過入院等や臨時の医療施設を設置。（道）
<p>住民の生活及び地域経済の安定の確保</p> <p>① 要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内発生早期の対策を継続（対策本部、福祉厚生課、関係機関） <p>② 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内で火葬が困難と判断されるときは、他の市町村に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。（町民課） 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える場合、道の協力を得て、臨時遺体安置所を直ちに確保する。遺体の保存作業のための人員等を確保する。（町民課） <p>【緊急事態宣言がされている場合】</p> <p>① 水の安定供給（国内発生早期の対策を継続）</p> <p>② 生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内発生早期の対策を継続 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生ずるおそれがあるときは、国・道と連携して適切な措置を講ずる。（対策本部） <p>③ 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・道から可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。（町民課） <p>④ 要援護者対策（国内発生早期の対策を継続）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生早期の対策を継続。 <p>【緊急事態宣言あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内発生早期の対策を継続 物資の売り渡しの要請 対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、所有者が正当な理由がないにもかかわらず応じないときは、必要に応じ物資を収用する。（道） 米穀、小麦等の供給不足が生じるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討する。（国） 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。（国） 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難で、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定める。（国） 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全（国） 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資（政府関係金融機関、日本政策金融公庫）

小康期

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
大流行は一旦終息している状況。

目的：

1) 住民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

町の対応	国・道の主な対応
<p>実施体制と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部長が緊急事態解除宣言を行った場合は、速やかに対策本部を廃止する。(対策本部) 各段階における対策に関する評価を行い、国・道の計画等の見直しを踏まえ、増毛町新型インフルエンザ等対策行動計画の必要な見直し等を行う。(福祉厚生課、関係課) 	<ul style="list-style-type: none"> 小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示。(国) 緊急事態解除宣言。政府対策本部を廃止。(国) 道対策本部の廃止(道)
<p>情報収集及び情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 道からの要請に基づいて、相談窓口体制を縮小する。(福祉厚生課) 	<ul style="list-style-type: none"> 状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小するとともに、都道府県・市町村に対しコールセンター等の体制の縮小を要請(国)
<p>予防接種</p> <ul style="list-style-type: none"> 流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種、緊急事態宣言がされている場合においては特措法第46条に基づく住民接種を進める。(福祉厚生課) 	<ul style="list-style-type: none"> 医療：通常の医療体制に戻す。(道) 医療：流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(国)
<p>住民生活及び地域経済の安定の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 要援護者対策(生活支援、搬送、死亡時の対応等)(福祉厚生課、関係機関) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(福祉厚生課、関係課) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連物資等の価格の安定等の呼びかけ(国) 【緊急事態宣言あり】 事業所の業務再開を周知(国) 指定(地方)公共機関及び登録事業所に対し、被害状況等の確認、事業継続の必要な支援を行う。(国) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止(国・道)

